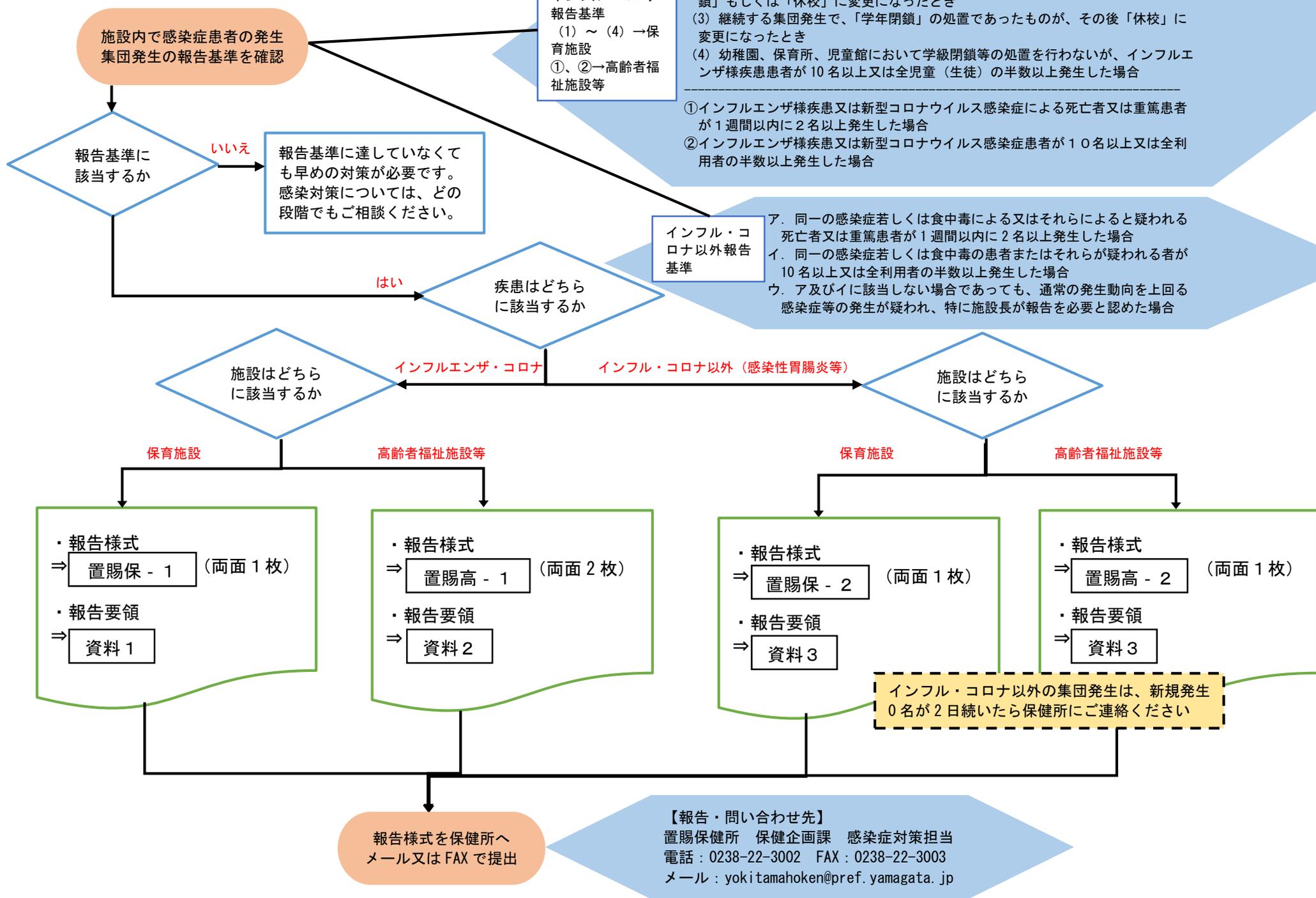


★感染症集団発生時のフローチャート<置賜保健所>



インフル・コロナ  
報告基準  
(1) ~ (4) → 保  
育施設  
①、② → 高齢者福  
祉施設等

- (1) インフルエンザ様疾患により、「休校」、「学年閉鎖」又は「学級閉鎖」を行うとき（それぞれ学校早退、学年早退又は学級早退を含むものとする）
  - (2) 継続する集団発生で、「学級閉鎖」の処置であったものが、その後「学年閉鎖」もしくは「休校」に変更になったとき
  - (3) 継続する集団発生で、「学年閉鎖」の処置であったものが、その後「休校」に変更になったとき
  - (4) 幼稚園、保育所、児童館において学級閉鎖等の処置を行わないが、インフルエンザ様疾患患者が10名以上又は全児童（生徒）の半数以上発生した場合
- ①インフルエンザ様疾患又は新型コロナウイルス感染症による死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合  
②インフルエンザ様疾患又は新型コロナウイルス感染症患者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

インフル・コ  
ロナ以外報告  
基準

- ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者またはそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

インフル・コロナ以外の集団発生は、新規発生  
0名が2日続いたら保健所にご連絡ください

【報告・問い合わせ先】  
置賜保健所 保健企画課 感染症対策担当  
電話：0238-22-3002 FAX：0238-22-3003  
メール：yokitamahoken@pref.yamagata.jp